

附属機関等会議録

令和 6 年 1 月 4 日

会 議 の 名 称	令和 5 年度第 2 回島田市地域公共交通会議
開 催 日 時	午後 2 時 0 0 分から 令和 5 年 12 月 26 日 午後 3 時 3 0 分まで
開 催 場 所	島田市役所 大会議室西
会 議 の 議 題	令和 6 年度島田市バス路線の運行方針（案） 等
会議の公開又は全部若しくは一部の非公開の別	公開 ・ 非公開（ <del>全部</del> ・ <del>一部</del> ）
会議の全部又は一部の非公開の理由	
公開の場合の傍聴人の数	0 人
出席者の氏名等	別紙出席名簿による
会 議 の 結 果	<p>協議事項</p> <p>(1) 静岡県地域間幹線系統確保維持改善事業評価基準に基づく協議について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員からの意見</li> </ul> <p>（委員）島田静波線の乗車人員が回復傾向にあることが分かるが、その要因については把握しているか。</p> <p>→（回答）牧之原市、吉田町から島田商業高校に通学する生徒の利用が増加していることが大きな要因として挙げられる。</p> <p>（委員）コミュニティバスの運行について SNS での発信を行っているとのことだが、発信の内容はどのようなものがあるか。</p> <p>→（回答）バスの遅延や運休の情報、年末年始の運行内容など。ほかにもイレギュラーな要因による運行内容の変更があれば、迅速に情報発信を行っている。</p> <p>原案のとおり承認された。</p>

(2) 中部運輸局における地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

- ・委員からの意見なし。

原案のとおり承認された。

(3) 令和6年度島田市バス路線の運行方針（案）について

(4) 令和6年度島田市コミュニティバス田代の郷温泉線及び大津線の運行について

(5) 島田市コミュニティバス田代の郷温泉線及び大津線の運行車両の変更について

- ・委員からの意見

(委員) 運行事業者の変更によりキャッシュレス決済が使えなくなるため、利用者への周知を徹底してほしい。また、時刻の変更により高校生の通学利用に影響が出る可能性があるため、あわせて高校への周知も行ってほしい。

→ (回答) 周知に努める。

(委員) 大津線は10人乗りの車両になるが、特認校に通学する生徒の需要に対応できるのか。

→ (回答) 教育委員会と調整して運行内容を設定しており、この内容で対応できることを確認済である。

原案のとおり承認された。

(6) 島田市地域公共交通計画（修正案）について

- ・委員からの主な意見

(委員) 指標の目標値は、やみくもに高いものでなく、達成がある程度見込めるものになっているか。

→ (回答) 基本的には達成を見込める数値設定としている。地域公共交通利用者数については、現状は上位計画にあわせて目標値を設定しており、上位計画の改定に合わせたタイミングで数値を修正する予定である。

原案のとおり承認された。

	<p>(7) 令和6年度 路線バス千頭・家山線「川根温泉ホテル」路線延長とバス停設置について（他1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員からの意見なし</li> </ul> <p>原案のとおり承認された。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 島田市コミュニティバスにおける通学定期券の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員からの意見なし</li> </ul> <p>原案のとおり承認された。</p> <p>(2) 公共交通の運賃設定にかかる新たな協議会の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員からの意見なし</li> </ul> <p>原案のとおり承認された。</p> <p style="text-align: right;">（終了）</p>
提出された資料等	別紙資料のとおり
会議を所管する課の名称	生活安心課
その他必要な事項	